

### 3 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 平成18年度 分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

#### ア 分限処分数

(人)

処分の種類 処分事由		降任	免職	休職	降給	計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	354		354	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			1		1	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
計		0	0	355	0	355	0
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

#### イ 懲戒処分数

(人)

処分の種類 処分事由		戒告	減給	停職	免職	計	訓諭等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	2	2	3	0	7	33
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	3	2	5	0	10	107
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	6	14	7	3	30	90
計		11	18	15	3	47	230

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

#### 4 職員のサービスの状況

##### (1) 平成18年度 サービスの状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

このサービス上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

##### ア 職員のサービス違反

区 分	内 容	処分等者数 (人)
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反	職員は、職務を遂行するに当たって、法令・条例等及び上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止違反	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	1
職務に専念する義務違反	職員は、法令・条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務上の注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		1
公職選挙法違反		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		2

##### イ 営利企業等の従事許可

許可件数	従 事 内 容
100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県知事選挙等の投票立会人</li> <li>・ 国家試験の試験監督員</li> <li>・ 国民健康保険診療報酬審査委員会委員等</li> <li>・ 夜間急病センター等の非常勤医師</li> <li>・ 県出資法人の非常勤取締役</li> <li>・ 大学等の非常勤講師</li> <li>・ 公安委員の兼業</li> </ul>

## 5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 平成18年度 職員研修の実績

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。  
これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

区 分		対 象 者	回 数 等	期 間	人 員	
課 程 別 研 修	新規採用課程	I	新規採用職員	3 回	3泊4日	140
		II	(体験研修に掲載)			
		III	新規採用職員(病院看護職員を除く)	1 回	通研3日	32
		小 計		4 回	—	172
	係長級課程	新任係長級職員	7 回	通研2日	164	
	計		11 回	—	336	
体 験 研 修	新規採用職員 (新規採用課程II)	現地機関	新規採用職員(病院看護職員を除く)	7 会場	通研5日	32
		福祉施設	新規採用職員(病院看護職員を除く)	15 会場	通研3日	29
		民間企業等	新規採用職員(病院看護職員を除く)	13 会場	通研3日	31
	中堅職員	顧客サービス等	主査級及び主任級の職員(病院看護職員及び技能労務職員等を除く)	82 会場	原則通研3日	220
	課長補佐級職員	徴税業務	新任課長補佐級職員(県税徴収業務経験者、病院看護職員を除く)	10 会場	通研3日	80
	部課長級職員	福祉施設	新任部課長級職員	39 会場	通研3日	64
	計			166 会場	—	456
選 択 研 修	協働型社会推進研修		全職員及び公募による県民、市町村職員等	2 回	通研2日	48
	プロジェクト管理研修		全職員	2 回	通研2日	43
	公共マーケティング研修		全職員	2 回	通研2日	48
	プレゼンテーション研修		全職員	2 回	通研2日	47
	折衝力・交渉力研修 【市町村職員研修センター主催交流研修】		全職員及び市町村職員	2 回	通研2日	27
	政策形成研修 【市町村職員研修センター主催交流研修】		全職員及び市町村職員	1 回	通研2日	6
	ディベート研修 【市町村職員研修センター主催交流研修】		全職員及び市町村職員	1 回	通研2日	1
	計			12 回	—	220
通信研修		全職員	1 回		33	
合 計			190 回	—	1,045	

## (2) 平成18年度 勤務成績の評定の状況

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行っています。

現在、現行の勤務評定制度に替わる業務目標と能力開発を柱とする新たな人事評価制度の導入を検討しているところです。

評定の回数	1回
評定の時期	平成18年11月～12月
評定の対象者数 (人)	15,809

## 6 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 平成18年度 健康診断等の実施状況

職員の健康管理のため各種健康診断を実施するとともに、職員の心の健康づくりのため研修会等のメンタルヘルス事業も実施しています。

#### ア 定期健康診断

(人)

対象者	受診者
労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、学校保健法第8条に基づく定期健康診断対象者	7,632

#### イ 人間ドック

(人)

対象者	受診者
<一般行政> (1泊2日) 35歳, 39歳, 40歳, 43歳, 45歳, 47歳, 50歳, 51歳, 55歳, 59歳, 60歳, 退職予定者 (日帰り) 33歳, 37歳, 38歳, 41歳, 48歳, 49歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳, 単身赴任2年目 <教育行政> (1泊2日) 35歳, 39歳, 43歳, 47歳, 51歳, 55歳, 59歳, 60歳, 64歳, 退職予定者 (日帰り) 33歳, 45歳, 50歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳 <警察行政> (1泊2日) 40歳 (日帰り) 35歳, 37歳, 42歳, 44歳, 46歳, 48歳, 50歳, 52歳, 54歳, 56歳, 58歳, 59歳以上希望者	9,155

### 3 特別検診の種類と受診者

(人)

特別検診の種類	受診者
胃検診	3,772
有機溶剤取扱者特別検診	408
特定化学物質特別検診	314
放射線業務従事者特別検診	621
福祉施設等職員特別検診	57
と畜検査業務等従事者特別検診	106
VDT作業従事者健康診断	1,679
B型肝炎予防接種(ワクチン接種)	478
B型肝炎予防接種(抗原・抗体検査)	3,267
B型肝炎予防接種(追加接種)	280
結核予防接種	261
脳ドック	90
一日健診	0
女性健診	677
骨密度検査	153
深夜業健康診断	941
高気圧作業健康診断(潜水業務)	10
けん銃特練生健康診断(鉛)	12
騒音作業健康診断	6
運転業務従事者健康診断	133
石綿取扱者特別検診	76

(2) 平成18年度 共済組合の負担金・掛金

職員及びその扶養者の病気・負傷等に関する給付事業を実施しています。

		地方職員共済組合長野県支部	公立学校共済組合長野支部	警察共済組合長野県支部
組合員数 (H19.3.31現在) (任意継続組合員を除く)		6,775 人	19,158 人	3,806 人
短期給付に 要する費用	負担金	1,488,950 千円	4,300,106 千円	848,000 千円
	掛金	1,474,800 千円	4,250,729 千円	845,366 千円
介護給付金の納 付に要する費用	負担金	151,778 千円	392,810 千円	85,771 千円
	掛金	151,709 千円	392,726 千円	85,758 千円
長期給付に 要する費用	負担金	7,316,863 千円	23,054,480 千円	3,737,719 千円
	掛金	3,468,075 千円	9,999,313 千円	1,839,410 千円
組合の事務に 要する費用	負担金	13,501 千円	75,024 千円	14,113 千円
福祉事業に 要する費用	負担金	58,998 千円	189,560 千円	34,872 千円
	事業補助	134,519 千円	305,891 千円	18,426 千円
	掛金	58,976 千円	189,560 千円	34,871 千円

### (3) 平成18年度 職員互助会の掛金・補助金

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

	長野県職員互助会	長野県教職員互助組合	長野県警察職員互助会
補助対象会員数 (H19. 3. 31現在) A	7,467 人	18,290 人	3,824 人
互助会に対する補助金 B	0 千円	0 千円	0 千円
会員による掛金額 C	325,329 千円	876,160 千円	157,079 千円
補助率 B/C	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1人当たりの年間補助金額 B/A	0 円	0 円	0 円

(4) 平成18年度 公務・通勤災害の認定状況

職員の公務上の災害又は通勤による災害防止に努めるとともに、被災した職員に対して補償を行っています。

ア 常勤職員 (人)

区 分		職 員 数
負傷		201
	(死亡)	0
疾病		8
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		209
	(死亡)	0
通勤災害		9
	(死亡)	0
合計		218
	(死亡)	0

- (注) 1 死亡事案の件数は内数です。  
 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。  
 3 公務外・通勤災害非該当は含みません。

イ 非常勤職員 (人)

区 分		職 員 数
負傷		3
	(死亡)	0
疾病		1
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		4
	(死亡)	0
通勤災害		1
	(死亡)	0
合計		5
	(死亡)	0



## 7 職員給与等の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	2,184,596人	819,862,014千円	3,407,857千円	272,815,905千円	33.3%	31.3%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	28,259人	130,531,143千円	23,482,902千円	52,857,182千円	206,871,228千円	7,321千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、18年4月1日現在の人数です。

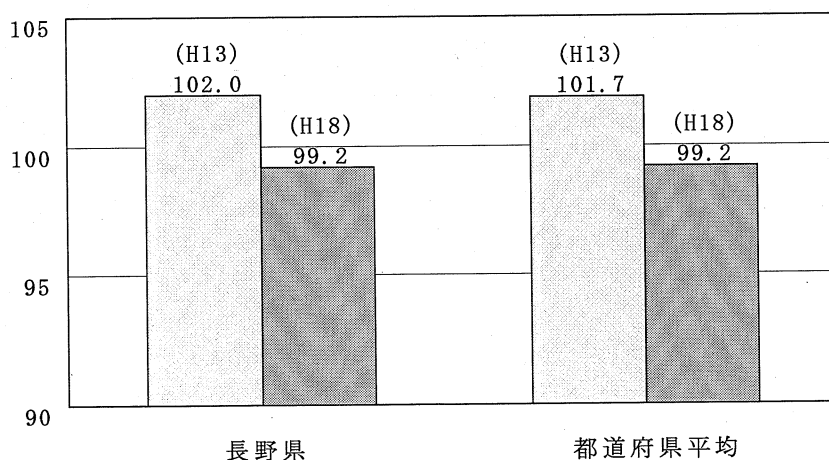
### (3) 特記事項

- ① 厳しい財政状況に対応するため、特別職の給料又は報酬を減額しています。

	内容	期間
知事 副知事 出納長 教育長 常勤監査委員	給料を△30% 給料を△20% 給料を△20% 給料を△20% 給料を△20%	平成15年1月1日 ～平成20年3月31日
議長 副議長 議員	報酬を△20% 報酬を△15% 報酬を△10%	

- ② 特殊勤務手当をはじめとする各種手当の見直しを行いました（実施時期：平成18年10月1日）。

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
18年度	407,925円	408,048円	△123円 (△0.03%)	0%	0%	0%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
18年度	4.43月	4.45月	△0.02月	0月	4.45月	4.45月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(18年4月1日現在)

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	44.6歳	369,778円	438,394円	404,317円
国	40.4歳	328,477円	—	381,212円
都道府県平均	43.3歳	357,341円	440,094円	399,383円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	46.6歳	340,704円	377,834円	363,799円
うち庁務技師	47.8歳	343,470円	377,543円	367,829円
うち農林技師	45.1歳	345,314円	379,173円	367,136円
うち給食技師	44.3歳	329,154円	366,108円	349,253円
国	48.4歳	286,500円	—	318,595円
都道府県平均	47.5歳	340,420円	394,037円	372,201円
民間事業者平均	50.9歳	—	287,120円	—